

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	35 件

神奈川県国民年金 事案 2324

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで

私は、退職後、昭和 39 年 2 月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が集金人に夫の保険料と一緒に納付していた。集金の周期は憶えていないが、申立期間の保険料の月額は 200 円から 300 円ぐらいだったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である上、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、月額 200 円から 300 円程度の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、その金額は申立期間当時の実際の保険料月額とほぼ一致しているとともに、申立期間当時、申立人の居住していた地域では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

私の国民年金の加入手続は、昭和51年3月末に夫が区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が国民年金の加入手続を行った際に、窓口の職員に「わずか数日でも1か月分の保険料を納付する必要がある。」と言われたので、夫がその場で納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が申立人の国民年金の任意加入手続を行った月であり、本来、加入しない限り保険料納付の義務がない任意加入者が、加入手続を行いながら、その月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、平成13年度以降は定額保険料及び付加保険料を前納しており、かつ、保険料の口座振替制度を利用している期間もみられるなど、申立人の保険料の納付意欲及び国民年金制度に関する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月及び同年5月

私は、昭和52年1月に国民年金に任意加入し、金融機関の口座振替により国民年金保険料を納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料について、金融機関の取引記録から残高不足のため口座振替による納付ができなかったことが認められるものの、申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除いて保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高いことがうかがわれることから、口座振替により納付できなかった申立期間の保険料をそのままにしておくことは考えにくく、別途、納付書等により納付したものと考えるのが自然である。

また、国民年金保険料を未納とされている期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年2月まで

夫が会社を退職したので、昭和47年12月に私が、国民年金の加入手続を行ったはずであり、国民年金保険料は、私が、家に来ていた集金人へ納付していた。保険料を納付すると集金人は領収書を渡してくれた。領収書等の証拠書類は現在は無く、保険料をまとめて納付した期間があるかどうか定かではないが、確かに保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納はなく、60歳到達以降の期間も、国民年金に任意加入し、定額保険料に加え、付加保険料も納付するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和50年3月であることが推認でき、その時点においては、申立期間は、過年度納付等により国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、納付意欲が高く、当時、保険料を納付する資力があつたと考えられる申立人が加入手続を行っておきながら、納付することが可能である期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から42年6月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和37年*月ごろに区役所又はその出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、私の両親は、申立期間について、区役所又は出張所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間のうち、37年3月から40年3月までの期間が未加入とされていることに納得がいかない。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から42年6月までの期間については、国民年金保険料が還付されたが、その当時、実家は自営業を営んでおり、経済的に困っていたことがないことから、なぜ保険料が還付されたか分からない。保険料を納付していた申立期間を納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和40年4月から42年6月までの期間について、保険料が納付済みとされている。

また、社会保険庁が申立人に対して通知した国民年金保険料過誤納額還付通知書によると、申立期間のうち、昭和40年4月から42年6月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できるところ、同期間のうち、40年4月から41年4月までの期間は、厚生年金保険等に加入しておらず、保険料を還付する必要がない期間であることから、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から 42 年 6 月までの期間については、申立人は、日本私立学校振興・共済事業団の組合員であるため、国民年金被保険者となり得る期間でないことから、平成 15 年 3 月に国民年金保険料の還付の事務処理が適切になされている。しかし、この日本私立学校振興・共済事業団の組合員であった期間は、一時金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が保険料を納付してから既に 30 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間のうち 41 年 5 月から 42 年 6 月までの期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 一方、申立人は、申立人の母親が、昭和 37 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行い、両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、40 年 4 月ごろになっていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする両親も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から同年8月まで

私は、昭和40年8月ごろ、市役所から国民年金の加入勧奨のハガキが来たので、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続を行った際に市役所の窓口でまとめて納付したはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

また、申立人は昭和40年8月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は、同年9月1日に発行されており、申立内容と一致していることが確認できるとともに、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際に窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、当該市役所では保険料の納付促進や収納窓口の追加について市民に周知していたことなどが確認できることから、申立内容の全体を通じて特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は申立期間後に国民年金の未加入期間があったことを承知しており、その記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私が20歳になったのを機に、私の兄が私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が昭和49年に結婚するまでは、兄が、私と兄の二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料を一緒に納付していた兄は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の兄が、申立人とその兄の二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の兄の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その兄は、「私が弟（申立人）の国民年金の加入手続を行い、弟が結婚するまでは、私が二人分の保険料を納付していた。」旨証言している。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその兄の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から42年3月まで

私は、結婚した昭和38年の秋ごろ、妻の勧めもあり、毎月店に来ていた集金人を通じて国民年金の加入手続を行った。

その際、集金人にこのまま納めても満額には月数が足りないからと言われ、加入当初であったと思うが、2回に分けて国民年金保険料をさかのぼって集金人に納めた。

また、毎月の国民年金保険料は妻が他の従業員の分をとりまとめ集金人に納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和38年秋ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年4月ごろに勤務先の経営者の弟と連番で交付されているものと推認されることから、申立期間のうち、40年4月から42年3月までの国民年金保険料については納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金保険料を2回に分けてさかのぼって納付したとしているところ、申立人の特殊台帳には、昭和40年度及び41年度について、過年度納付書が発行された記載が確認できることから、この両年度分を2回に分けて納付したと考えるのが自然である。

さらに、当時、申立人が居住していた市では集金人制度が存在していたことが確認できる上、同市においては、昭和40年ごろに預り証により市が過年度保険料を収納していた例及び納付方法が印紙検認方式であった昭

和 43 年度以前においても年金手帳が交付されることなく集金が行われた例が当委員会の調査により明らかになっていることから、集金人に過年度保険料を納付し領収書を渡されたとする申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が 42 年 4 月ごろに交付されていることから、そのほとんどは時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間当時同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 53 年 12 月に特例納付していたことが確認でき、申立人は記憶がないとしているが、60 歳到達時点で 25 年の年金受給資格を満たすために特例納付を行ったものとするのが自然であることから、36 年 7 月から 40 年 3 月までの保険料を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている勤務先の経営者の弟の国民年金保険料については、昭和 42 年 4 月から納付されており、申立期間は未納とされている。

その上、申立人が申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から同年 9 月までの期間、57 年 12 月から 59 年 6 月までの期間、61 年 11 月から平成 2 年 12 月までの期間及び 8 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 57 年 8 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 12 月から 59 年 6 月まで
④ 昭和 61 年 11 月から平成 5 年 3 月まで
⑤ 平成 5 年 4 月から 11 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続については、町内会か区役所の人が来て行ったと思うが、だれが、いつどのように手続したかは定かでない。申立期間①の国民年金保険料については、自宅に区役所の人が集金にきて自分か両親のいずれかが納付したと思う。申立期間②から⑤の期間については、納付方法についての記憶は定かではないが、国民年金保険料を計上した確定申告書の控を所持している。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②③④及び⑤について、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の昭和 57 年分から 59 年分、61 年分から平成 2 年分及び平成 8 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に国民年金保険料支払額が計上されており、その金額は、申立期間当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該確定申告に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人の記憶は定かではなく、申立人の

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に關与した可能性のある両親は死亡して証言が得られないことから、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 10 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間①については未加入期間であったと考えるのが自然であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間④のうち平成 3 年 1 月から 5 年 3 月までの期間及び申立期間⑤のうち 5 年 4 月から 7 年 12 月までの期間及び 9 年 1 月から 11 年 5 月までの期間については、確定申告書に社会保険料控除の計上が無く、国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

加えて、申立人の保険料納付に関する記憶は定かでないなど納付状況が明らかではなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から同年 9 月までの期間、57 年 12 月から 59 年 6 月までの期間、61 年 11 月から平成 2 年 12 月までの期間及び 8 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社退職後しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、夫から「国民年金に加入しておいた方が将来必ず役に立つし、加入期間も 25 年必要である。」と言われ、自分で市役所へ行き加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所か金融機関で納付書により納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ 5 か月及び 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金に任意加入している上、国民年金保険料を前納しているなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①について、申立人は、昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入したことが確認できるが、任意加入したにもかかわらず、その直後から保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②について、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、高校を卒業してから両親が営んでいた床屋で姉と共に働いており、20歳のころに母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、給与から引かれ、母親が店に来ていた集金人に家族4人分の保険料をまとめて納付していた。両親及び姉は完納になっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ2か月及び12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①について、申立人は、20歳のころに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は、昭和44年5月に発行されていることが確認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

さらに、申立期間①について、申立人の母親は「私が娘（申立人）の国民年金の加入手続を行い、集金人に納付できない期間の保険料については、納付書を持って自宅近くの郵便局で納付したと思う。」旨証言している。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立人の母親が家族4人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付していたと主張しているところ、一緒に納付していたとする申立人の両親及び姉の申立期間②の保険料は納付済みとされているとともに、申立人が居住していた市では、当時集金人制度が存

在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 10 月に結婚し、国民健康保険の加入手続のために夫婦で市役所に行った際に、窓口の職員から国民年金にも加入するように言われたので、当時、国民年金に加入していなかった私だけが加入手続をした。国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 10 月に結婚し、国民健康保険の加入手続のために市役所へ行った際に、併せて国民年金の加入手続を行い、加入手続後は集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民健康保険の資格取得日は、同年 10 月であることが確認できる上、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その夫は、「昭和 46 年 10 月に夫婦二人で市役所に婚姻届を提出に行った際に、妻（申立人）の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、加入手続後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、45 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私の母親は、区役所の支所で、母親自身と一緒に私及び叔父夫婦の国民年金の加入手続きを行い、その後、昭和 36 年 4 月までさかのぼって不足分の国民年金保険料を納付した。また、加入手続き後は、私の妻が、集金人に私と母親の保険料と一緒に納付していた。私は、母親や妻が納付していた申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の母親が、母親自身と一緒に申立人及び申立人の叔父夫婦の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述の 4 名が連番で払い出されている上、その母親と一緒に保険料を納付したとする申立人の母親及び叔父夫婦は、申立期間①の保険料が納付済みとされていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②から④までの期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間②から④までの保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の特殊台帳によると、昭和 47 年 10 月に申立人の納付記録に事故リストが存在することが記載されている上、申立期間②から④までの

期間に近接する時期について、保険料の納付記録が未納から納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人の申立期間①の保険料を一緒に納付したとする申立人の母親及び叔父の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年に払い出されていることから、申立期間①当時の保険料を納付するには特例納付によるほかないが、その母親については、当初未納期間が存在し、本来は保存される必要がある特殊台帳が存在せず、申立人の叔父も、特殊台帳は存在するものの、その保険料の納付記録には特例納付を行った記載が無いなど、その母親及び叔父についても、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から48年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和49年2月ごろ、市役所で国民年金加入手続を行った。その際に過去の国民年金保険料を納付できることを知り、1か月後に同市役所の国民年金窓口で、申立期間①の保険料を3回くらいに分割納付するための手続をして、1回目として現金3万円くらいを同市役所内の銀行で納付した。残りの保険料は2回に分けて同様に納付した。

また、私は、申立期間②の国民年金保険料を納付した時の領収書を所持しているにもかかわらず、未納とされている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年2月ごろ、国民年金加入手続を行い、その後、申立期間①の国民年金保険料を3回くらいに分割して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年2月に払い出されていることが確認でき、同年2月当時は、第2回特例納付の実施期間中である上、申立期間①は強制加入期間であり、申立人は第2回特例納付により、申立期間①の保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、当時、特例納付に要した資金を工面した状況を具体的、かつ、鮮明に記憶しているとともに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に申立期間①の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致し

ていることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が所持する領収書から、申立期間②の国民年金保険料は、昭和 49 年 4 月に、申立期間②直前の 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料と一緒に納付されていることが確認できるが、当該領収書に記載されている金額は、48 年 4 月から同年 6 月まで及び申立期間②の保険料を現年度納付した場合の金額に不足しており、当時、社会保険庁では、保険料の納付金額が不足する場合には、不足額の納付書を送付したものと考えられることから、申立人は、当該保険料を納付せず、そのまま未納にしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は、会社を退職してからしばらくたった昭和 54 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の窓口の担当者から「昭和 48 年 6 月から国民年金保険料が未納になっていますが、一括して納付できる制度があるので納付しますか。」と言われたので、当日区役所で納付できると言われた保険料をその場で納付し、区役所では納付できないと言われた保険料については、窓口で手渡された納付書を使用して、後日金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った後に、48 年 6 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、この時期は、第 3 回の特例納付が実施されていた期間であるとともに、保険料納付が可能な期間であり、納付したと主張する保険料額も実際に特例納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所や金融機関で納付したと主張しているところ、当時、区役所で現年度の保険料を納付することは可能であり、過年度の保険料についても区役所で交付された納付書を使用して金融機関で納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間についてすべて保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、昭和41年10月に国民年金に任意加入して以降、継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料については、48年4月に転居した際に区役所で住所変更の手続をした後に、3か月に一度集金人に納付書で納付したはずであり、申立期間の保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の住所変更手続や種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間について、申立人は3か月に一度集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では、集金人による3か月毎の保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 2 月まで

私は、昭和 36 年ごろに市役所で国民年金の任意加入手続を行った。加入当初の国民年金保険料は、市役所の窓口で納付したと思うが、その後、自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、自宅で回覧されていた広報を見て、国民年金に任意加入したと述べるなど、国民年金の加入動機は明確である上、その当時、申立人が居住していた市の広報には、国民年金の加入を勧める案内が記載されていたことが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間について、市役所の窓口及び集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の述べる保険料月額は、申立期間当時の保険料月額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月31日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月24日から同年12月1日まで

② 昭和40年7月31日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和31年10月24日から同年12月1日までの期間及び40年7月31日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答をもらった。

私は、昭和31年5月9日にA社に入社（厚生年金保険の適用は、同年8月1日）し、B社、C社を経て、40年5月にD社に出向となった。上記会社は、同族会社であり、43年8月28日に退職するまで、継続して勤務していた。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年7月31日にC社から関連会社D社に異動。）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿から、申立人の資格喪失日である昭和31年10月24日に、同社に

における全被保険者の約半数にあたる11名の被保険者が資格を喪失していることが確認できるところ、同僚は、「申立期間①当時、A社の経営は不安定で、倒産しかけていた」と証言していることから、事業主が、何らかの意図を持って、多数の従業員の被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

また、申立人と同様に、昭和31年12月1日に再度厚生年金保険の資格を取得している者を調査したが、連絡先が判明せず、証言を得ることはできない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間①における給与からの厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和40年10月の社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は昭和48年11月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明で、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年9月30日まで
平成20年12月にA社会保険事務所から連絡を受け、申立期間の標準報酬月額が8万円となっていることを初めて知った。正しい標準報酬額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、申立人がB社の被保険者資格を喪失した日（平成5年9月30日）の後の平成6年7月13日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立期間当時、同社の被保険者であった4名中2名についても、申立人と同様に、同日付けで、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。

また、申立人から提出があった金融機関の総合預金口座普通預金元帳（写）から、申立人の申立期間に係る給与支給額は、申立人が主張する標準報酬月額に相当する金額であったことが認められる。

さらに、B社の代表取締役は、「申立当時、当社は社会保険料を滞納していた。もう一人の社長と会計事務所の職員が社会保険事務所に赴き、滞納保険料について社会保険事務所の職員と相談し、さかのぼって標準報酬月額を引き下げるよう提案を受け、納得の上で届出額を変更した旨を、上記の会計事務所の職員から報告を受けた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主が、既に退職している従業員の標準報酬月額を約2年もさかのぼって減額する旨の届出を提出することは通常考え難く、当該事務処理を行う合理的な理由はないことから、標準報酬

月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C本社における資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年5月1日から同年6月1日まで

A社の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所で確認したところ、昭和27年5月1日でいったん資格喪失し、同年6月1日に再取得となっていた。しかし、その間は退職ではなく転勤であったので、資格喪失日が同年5月1日となっているのはおかしい。

手元には保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、A社の人事部長作成の証明書を提出するので、当該欠落期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍記録、厚生年金保険被保険者資格喪失届、厚生年金保険被保険者台帳索引表及び同社人事部長作成の証明書から判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務し（昭和27年5月1日に同社B本社から同社C本社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行し

たか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年4月1日）及び資格取得日（49年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和48年4月から同年9月までは12万6,000円、48年10月から同年11月までは13万4,000円、48年12月から49年3月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年4月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の記録が無いが、昭和20年9月5日にA社に入社してから、平成元年3月末に定年退職するまでは、同社とそのグループ企業に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。仕事は労務や厚生関係の事務をしていた。すべてではないが、当時の給与明細書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書（昭和48年4月及び同年6月から同年11月まで）を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の人事記録によると、申立人は昭和48年4月1日に同社からグループ会社B組合に出向し、54年4月1日に同組合からA社に復帰している旨が記載されている。

一方、申立期間についてA社に照会したところ、「B組合に出向中の者

をA社において厚生年金保険に加入させていたかどうかは確認できない。しかし、申立期間の社会保険関係の手続き及び給与からの各種保険料控除は、同組合によって行われており、A社には、厚生年金保険の保険料納付義務は無いと認識している」と回答している。

しかしながら、申立人は、B組合に出向中の昭和49年4月1日から同組合が厚生年金保険の適用事業所となった54年3月1日までの期間について、A社の被保険者となっている上、申立人の同僚は、B組合が厚生年金保険の適用事業所になる以前の同組合に勤務していた期間について、A社の被保険者となっている。これらの事実から、申立人の被保険者資格は本来、申立期間も含めて、B組合が厚生年金保険の適用事業所となる54年3月1日までA社において引き続き有するものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、48年4月から同年9月までは12万6,000円、48年10月から同年11月までは13万4,000円、48年12月から49年3月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「A社には、厚生年金保険の保険料納付義務は無い。保険料の納付に関する資料が無く不明」と回答しているが、上述のとおり、申立人の申立期間に係る被保険者資格は、本来同社において引き続き有するものであると認められるところ、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和23年10月1日から24年9月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から24年10月1日まで
② 昭和26年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和15年4月にA社に入社し、17年6月から厚生年金保険に加入した。20年2月に徴兵され、24年8月29日に復員してきた。その間厚生年金保険に加入しているはずであるのに、復員前の23年10月1日に被保険者資格を喪失されている。

また、昭和26年4月1日からA社に復職したが、厚生年金保険の被保険者資格は同年12月1日から取得とされているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、B県発行の軍歴証明書から昭和20年2月27日に陸軍に召集され、24年8月29日に復員したことが確認できるところ、A社の社内規定である「陸海軍服役令ニ依ル現役入営及動員令ニ依ル應召職員待遇規程」によると、在職中の従業員が出征した場合は休職扱いとなり、当該期間は留守宅に給料が支払われ、厚生年金保険料は控除する取扱いであったことが確認できる。

また、A社の退職金支給簿から申立人の退職日は24年9月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 8 月の社会保険事務所の記録から 300 円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間②について、A社の従業員名簿から昭和 26 年 4 月 3 日から同年 12 月 10 日まで臨時工とされ、同月 11 日に正社員として採用されたことが確認できる。

また、申立人と同様に臨時工としてA社に入社し、その後正社員となった者が複数人いるが、それらの者も厚生年金保険被保険者の資格取得は正社員となってからであることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和60年10月1日から61年12月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月1日から61年12月31日まで
② 平成6年7月1日から7年4月30日まで
③ 平成7年4月30日から同年9月8日まで

申立期間①のA社の期間及び申立期間②のB社の期間の標準報酬月額が、それぞれ9万8,000円に訂正されていることを社会保険事務所からの説明で知った。しかし、当時A社では約38万円、B社では約50万円の報酬を得ていたため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間③については、平成7年4月30日から同年9月8日までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているため、調査の上、この期間についても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は38万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和61年12月31日）後の昭和62年3月13日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本を確認したところ、申立人は同社の役員となっておらず、申立人が提出した申立期間における名刺にも申立人の肩書きは企画担当営業部長となっていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円とすることが必要であると認められる。

一方、申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は 50 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 4 月 30 日）後の平成 7 年 5 月 8 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間②において代表取締役の役職にあったことが元取締役及び元従業員の証言や、B 社の商業登記簿謄本から確認することができる上、社会保険事務所による質問応答書によると、申立期間②当時は、代表取締役である申立人が社会保険関係の事務を行っていたと記載されていることから申立人が当該標準報酬月額の訂正の届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、B 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立てに係る B 社は、平成 7 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年 9 月 1 日に再び適用事業所となっていることが確認でき、当該期間は適用事業所となっていない。

また、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を確認できる賃金台帳、給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、申立人は B 社の代表取締役であった上、申立人が社会保険関係の事務を行っていた旨が社会保険事務所による質問応答書に記載されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条 1 項ただし書に規定する、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り又は知り得る状態であったと認められ、同法に基づく記録訂正の対象とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年12月30日まで
社会保険庁の記録では、平成8年4月1日から9年12月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、申立期間当時の給与は60万円を超えており、給与に見合った厚生年金保険料も控除されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年*月*日）の後の平成10年5月6日付けで、さかのぼって59万円から20万円へ16等級引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に、同僚15名の標準報酬月額もさかのぼって引き下げられているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同僚及び事業主は、「申立人は技術関係の部長であった」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年2月28日まで
社会保険庁の記録では、平成6年6月1日から7年2月28日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、申立期間当時の給与は約36万円であったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は36万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年*月*日）の後の平成7年4月4日付けで、さかのぼって36万円から9万2,000円へ21等級引き下げられている上、同日において被保険者であった者すべてについてもその標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月12日から同年6月21日まで
私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成8年8月21日付けで関連会社に異動するまで1日の切れ目も無く社員として在籍しており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の労働者名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月12日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年6月における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社B工場は、資格取得日について、同社B工場に異動となった昭和40年4月12日として届け出るべきところを、同年6月21日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年10月21日まで

平成5年7月1日から同年10月21日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同期間については、標準報酬月額が19万円から8万円に訂正されていることが判明した。しかし、A社に在籍していた当時、約19万円程度の給料だったので、8万円に変更される理由が無いことから、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は19万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年*月*日）の後の平成6年1月11日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者28人中、23人についても、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられているが、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、申立人の資格取得当初、社会保険事務所に届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月2日から同年5月1日まで

私は昭和26年4月1日にA社に入社しているにもかかわらず、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、資格取得日が同年5月1日となっていた。資格取得日に1か月の差があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所で保管している申立人の人事記録及び健康保険組合の被保険者証台帳から、申立人が昭和26年4月2日からA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月の社会保険庁のオンライン記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 1119

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月1日まで
社会保険庁の記録では、平成4年10月1日から6年8月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に改定されているが、申立期間当時の給与は、約100万円であった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンラインの記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）の後の平成6年11月2日付けで、さかのぼって53万円から8万円へ29等級引き下げられていることが確認できる上、従業員312名のうち92名の標準報酬月額もさかのぼって引き下げられているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成6年3月31日に取締役を辞任していることが確認でき、当該訂正処理が行われた同年11月2日には既に退職していることも、申立人の厚生年金保険被保険者記録から確認できる上、複数の同僚が「申立人は訂正処理に関与していなかった」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月13日から同年5月21日まで

A社の入社時に約束した給料額は固定給プラス歩合給で30万円ぐらいであった。1か月と少ししか勤務していなかったが退職するときに給料はきちんと支給された。決められた給料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月25日）の後の平成9年3月6日付けで、20万円から9万2,000円へ13等級引き下げられている上、申立人を除く18名の標準報酬月額についても一律9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月22日から同年10月1日まで

A社に勤務していた平成8年1月22日から同年10月1日までの期間、月額62万円ほどの給与を支給されていたが、社会保険庁の記録では、当該期間の標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に減額されているので、申立期間の標準報酬月額を当時の給与額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月15日）より後の平成8年10月30日に、同年1月22日にさかのぼって59万円から9万2,000円へ訂正されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者について申立人以外の26名について標準報酬月額を調査したところ、23名の標準報酬月額についても、申立人と同様にさかのぼった訂正処理が行われている。

しかし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、閉鎖事項全部証明書から申立人はA社の取締役であったことは確認できるが、申立人は、「私は現場の監督であり、経営に参画したことも、経理や社会保険手続に関与したことも無く、当該訂正処理について説明を受けたことも無い」と述べているところ、事業主は「申立人のことは記憶に無い」と証言していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額 59 万円とすることが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 1122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本部における資格取得日に係る記録を昭和51年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月10日から同年10月1日まで
社会保険庁保管の記録によると、昭和51年8月10日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、当該期間はA社C本部に在籍のまま同社D国法人に出向していた。会社も退職証明書により、昭和34年4月1日から57年8月31日までの期間、在籍していたことを証明しているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、退職証明書及び回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年8月10日に同社E支店から同社C本部に異動し同本部に在籍のまま同社D国法人に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年10月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月から51年12月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和52年4月ごろ、夫から国民年金に加入する必要があると言われて、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、2年間はさかのぼって国民年金保険料を納付することができる旨の説明を受けたので、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。私は、いつも銀行又は郵便局で納付書により夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年5月に払い出されているとともに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号も52年9月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであるとしていること、及び申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができる旨の説明を受け、申立期間①の保険料を納付したと述べているが、申立人が国民年金の加入手続をした時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の保険料の納付記録によると、現に、国民年金の加入手続をした時点で

納付可能な申立期間直後の昭和 52 年 1 月から 53 年 12 月までの 2 年分の保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人の特殊台帳によると、申立人が、昭和 56 年 5 月に国民年金保険料を納付したものの、その時点で申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であることから、同年 6 月に申立人に対して保険料が還付されていることが確認できるが、記載内容に不合理な点はなく、ほかに還付を疑わせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年10月までの期間及び43年3月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年10月まで
② 昭和43年3月から56年3月まで

私は、昭和42年ごろ、区役所から国民年金の加入勧奨の通知が届いたので、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同支所で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。その後、私は、会社に就職したが、しばらくして、その会社を退職したので、同支所で再び保険料を納付していた。また、48年又は49年からは銀行の窓口で保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、区役所の支所及び銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が述べる保険料額は、申立期間①及び②当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、昭和48年又は49年以降、口座振替に変更するまでの間、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の述べる銀行の支店は、その当時、存在していなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2343

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年12月まで

私は、長女が生まれた昭和43年の夏か秋ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が女性の集金人に納付し、その都度、領収書をもらっていたが、集金人に納付できない時は区役所に行って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金人に納付し、その都度、領収書を受け取ったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市において領収書方式による集金が始まったのは、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和43年から3年後の46年4月であり申立内容と一致しないなど、加入状況及び納付状況が不明確である。

また、申立人は、昭和43年の夏か秋ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人は、申立期間当初から同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2344

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月まで

国民年金制度ができた昭和 36 年に国民年金に加入した。夫は県職員であり、この制度のことを知っていたので夫が市役所で手続をした。保険料の納付は毎月、自宅に集金人が来て、私が 100 円を納付し領収書もらった。36 年のことをよく覚えているのは、この年に長女が生まれたのでより印象が強い訳である。国民年金手帳は、42 年に隣の市に転居した際に初めて交付を受けた。

ずっと保険料を納付してきたのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度の発足時から国民年金に加入して毎月、保険料を納付し、領収書を集金人からもらったとしているところ、市では、46 年 10 月から納付書による収納方法に改めたが、それまでは、国民年金手帳を使った印紙検認により収納を行っていたとしており、国民年金手帳を預かるという制度もないことから、当時、国民年金手帳を所持しないで保険料納付を行っていたことは考えにくい。

また、申立人は昭和 42 年 4 月発行の国民年金手帳を所持しているが、国民年金の資格取得日は、41 年 2 月 1 日と記載されており、このときに加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から56年4月まで

私が20歳になったところに、父親が私の国民年金の加入手続を行った。その後、昭和48年に結婚し、会社を退職してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を口座振替で納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人の被保険者台帳の記録から、申立人に対して申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できるが、申立人は保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの期間及び41年2月から48年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年6月まで
② 昭和41年2月から48年4月まで

私は、昭和36年4月ごろ、夫の勧めにより区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、郵送されてきた納付書に現金を添えて役所で納付していたが、印紙で納付していたこともある。保険料を納付したことは間違いなく、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年8月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年5月に国民年金に任意加入していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された以前の申立期間①及び②は、国民年金の任意未加入期間であり、制度上さかのぼって保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人も同年にはじめて国民年金手帳を交付されたと述べている。

また、申立期間①及び②当時申立人が居住していた複数の住所地では、申立期間①及び②のうち昭和41年2月から46年ごろまでの期間は、納付書による国民年金保険料の納付方法は実施されていない上、印紙検認方式により保険料を納付する場合は、国民年金手帳が必要であることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2347 (事案 1329 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から52年3月まで

昭和46年2月に結婚し、同年12月に引っ越し、市役所で私が転入届の提出と同時に、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その時、窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、一人分約月額300円の保険料を、窓口で私は20歳までの分と夫は同年10月までの分の二人分を併せて納付したのに、記録では43年12月から52年3月まで未納になっていることに納得がいかない。

私が申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって一括して納付したことを証言してくれる知人がいる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、市役所の窓口で20歳の時にさかのぼり、国民年金保険料を一括して納付するよう勧奨を受け、窓口で申立人夫婦二人分を併せて納付したと主張していたところであるが、昭和46年12月当時、市では特例納付の納付勧奨、国民年金の加入勧奨を行っていたが、窓口では、現年度の国民年金保険料の納付書の発行及び収納手続を行うのみであり、過年度納付及び特例納付の保険料を納付できなかったこと、及び庁舎内の金融機関では、現年度保険料、過年度保険料及び特例納付の保険料共に納付することはできなかったことが確認でき、申立内容とは相違していること、並びに、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえないほか、申立人が46年12月に申立人夫婦二人分の国民年金加入手続を行った際受け取ったとされる年金手帳は、

その特徴から、申立期間当初には存在しない手帳であり、申立人が加入手続を行ったとみられる 53 年 2 月当時には存在していた手帳であることからその当時の納付についての記憶と考えるのが自然であるため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 46 年 12 月に市役所の窓口でそれまで未納であった、国民年金保険料を一括して申立人夫婦二人分を併せて納付したことを話した知人がいると主張しているが、その知人は、53 年ごろに、申立人から、申立人夫婦二人分の未納であった保険料をまとめて納付した話を聞いたことがあると証言しているものの、どの期間の保険料を納付していたかまでの話は聞いていないとしており、知人の証言からは申立人夫婦の保険料の具体的な納付状況が不明であることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2348 (事案 1330 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から52年3月まで

昭和46年2月に結婚し、同年12月に引っ越し、市役所で妻が、転入届の提出と同時に、私と妻の夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その時、窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、一人分約月額300円の保険料を、窓口で私は同年10月までの分、妻は20歳までの分の二人分を併せて納付したのに記録では未納になっていることに納得がいかない。

私が申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって一括して納付したことを証言してくれる知人がいる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入状況及び納付状況は不明であるが、申立人に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、市役所の窓口で20歳にさかのぼり、国民年金保険料を一括納付するよう勧奨を受け、窓口で私と妻の二人分を併せて納付したと主張しているところ、昭和46年12月当時、市では特例納付による納付の勧奨、国民年金の加入勧奨を行っていたが、窓口では、現年度国民年金保険料の納付書の発行及び収納手続を行うのみであり、過年度納付及び特例納付の保険料を納付することはできなかったこと、及び庁舎内の金融機関では、現年度保険料、過年度保険料及び特例納付の保険料共に納付することはできなかったことが確認でき、申立内容と相違していること、並びに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえないほか、申立人の妻が46年12月に申立人夫婦二人分の国民年金加入手続を行った際受け取ったとされる年金手帳は、その特徴から、申立期間当初には存在しない手帳であり、申立人の妻が加入手続を行ったとみられる53年2月当時には存在していた手帳であることから、その当時の納付についての記憶と考えるのが自然であるため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人の妻は、昭和46年12月に市役所の窓口でそれまで未納であった、国民年金保険料を一括して申立人夫婦二人分を併せて納付したことを話した知人がいると主張しているが、その知人は、53年ごろに、申立人から、申立人夫婦二人分の未納であった保険料をまとめて納付した話を聞いたことがあると証言しているものの、どの期間の保険料を納付していたかまでの話は聞いていないとしており、知人の証言からは申立人夫婦の保険料の具体的な納付状況が不明であることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2349

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで

私は、昭和49年11月に長女出産のために会社を退職した。その直後の同年12月ごろ市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その後、郵送されてきた納付書により、毎月、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が加入手続を行ったのは、54年11月ごろと推認され、その時点においては、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳は1冊しか所持していないとしており、その手帳に記載されている加入時の住所は、申立人が申立期間中の昭和50年9月に転居した後の住所となっていることから、申立人が主張する49年12月ごろに加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
現勤務先の社会保険担当者がすべての従業員の年金記録を確認したところ、私の船員保険被保険者期間が、A社からB社へ移籍した際に資格喪失日と取得日が1日ずれているため、1か月間未加入となっているとの連絡を受けた。人手不足のため、一時的に移籍しただけであり、1日も空けず勤務していたはずである。勤務先の担当者に委任するので、B社の資格取得日を同年 11 月 30 日に訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の乗船記録では、B社派遣日及び乗船日ともに昭和 45 年 11 月 30 日と記入されていること及びA社の回答から、同社では、申立人の同社における移籍前の最終勤務日は同年 11 月 29 日であると認識し、社会保険庁の記録どおりの資格喪失の届出を行ったものと考えられる。

一方、申立人が所持している船員手帳の乗船日は昭和 45 年 12 月 1 日と明記されている上、申立人は、「乗船日前日の同年 11 月 30 日に乗船地に到着しているが、翌日の同年 12 月 1 日に乗船した」と述べている。

また、申立人と同一の船に乗り込んだ同僚は、「申立人と同様に、乗船日前日の昭和 45 年 11 月 30 日に居住地から乗船地へ移動をしている」と証言しており、乗船に当たっての一連の行動が申立人と一致しているところ、その船員保険の資格取得日は申立人と同日の同年 12 月 1 日となっていることから、B社では、申立人の同社における雇入れ日は同日であると認識し、社会保険庁の記録どおりの資格取得の届出を行ったものと考えられる。

このほか、船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事

情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 23 日から 37 年 12 月 28 日まで
申立期間に係るA社を退職する際に、当該事業所に係る脱退手当金の請求手続をしたことは覚えているが、それ以前に勤務したB社に係る厚生年金保険の加入記録を調べたところ、脱退手当金にて支給済みとの回答であった。当時の資料は手元に無いが、自分ではその覚えは無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際、当該事業所から脱退手当金の説明を聞いてA社に係る期間について脱退手当金の請求をしたが、B社に係る申立期間については脱退手当金の請求はしていないと述べているところ、昭和 48 年 10 月 19 日に支給決定されている脱退手当金は、同一の被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を含む支給日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているほか、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月7日から29年6月1日まで
私は、先輩の紹介によってA社に住込みで入社し、昭和26年12月7日から29年6月1日まで建具と家具を組み立てる仕事をした。同社において厚生年金保険料を給与から天引きされていた記憶があるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の氏名、同僚の姓及び仕事の内容を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「当時のA社の事業内容は、建具と家具の製造が主であった。徒弟制度があったため、見習期間が長かった」旨の証言をしている。

また、申立人が記憶している同僚の中には、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない者がいる上、申立人は、「当時の同社の従業員は40名くらいだった」と述べているところ、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間の被保険者は約20名であることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月ごろから31年1月ごろまで

A社に申立期間、勤務していた。当時一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険の加入記録があったので自分も加入していたはずである。加入していた事実を証明できる書類等はないが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の申立期間当時に係る詳細な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚から聴取したところ、申立人が当時、共に働いていたとして名前を挙げた者の中にはA社において被保険者記録の無い者が複数存在する。

また、A社は、平成11年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事台帳や給与関係書類も保存していない上、代表清算人（12年8月20日清算終了）である三代目の社長に聴取したが、当時の従業員の社会保険の適用についての記憶は定かではない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録のほか、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ申立人の名前は見当たらず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の昭和29年1月から同年7月までに資格取得した者の中にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年4月3日まで
社会保険庁から厚生年金保険の加入記録（昭和37年2月21日から同年8月1日まで）が見付かったと連絡があり、社会保険事務所で確認したところ、「申立期間については加入記録が無い」と言われたが、50年8月21日の定年までA社を一度も退社した事実は無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和37年2月21日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失後、38年4月3日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、申立人のA社における一度目の被保険者期間について、申立人は、「同社で缶洗い作業をしていた」と述べているところ、同僚及び同社の従業員は、「缶洗い作業は、請負だった」、「缶洗い作業には親方がおり、私は親方の下でパートとして働いていた」と証言している上、申立人も「給料は、缶洗い作業のときは親方から給料をもらっていた」と述べていることから、申立人は同社に係る被保険者資格を取得しているものの、同社の社員ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「昭和37年初夏ごろから社員食堂の賄い業務に移った。給料は、A社から受け取っていた」と述べていることから、申立人の仕事内容に変更があり、申立人はこのときから同社の従業員となったことがうかがえるところ、同社は、「申立期間当時、試用期間があった」と回答している上、同社に中途入社した従業員によると、「面接の際に上司

から試用期間の説明があり、厚生年金保険に加入できたのは1年後だった」と証言している。

これらを考え合わせると、申立人の申立期間は、A社の従業員となったことにより生じた試用期間であった可能性が高いものと考えられる。

加えて、A社の社内記録にある申立人の被保険者資格取得日は、社会保険庁の記録どおりとなっている上、雇用保険の加入記録もこれと一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月ごろから同年9月1日まで
② 昭和19年9月7日から21年4月ごろまで
③ 平成3年ごろから4年ごろまで

私は、昭和17年3月末に小学校を卒業した後にA社に入社し、船舶用ポンプの製造仕上げ工として勤務していた。社会保険庁の記録によれば同年9月1日からの記録しかない。同年6月に資格取得をした記憶があるので、申立期間①を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、昭和19年1月20日にB社に入社し、退職する21年4月ごろまで同社で機械仕上げ工として勤務していたが、社会保険庁の記録によれば20年9月7日までの記録しかない。

さらに、申立期間③には、C社に再就職し水道配管工として働いたが、厚生年金保険の加入期間になっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している小学校の同級生であった同僚が「申立人とA社一緒に勤務していた」と証言していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿における申立人が記載されているページは、全被保険者の資格取得日が昭和17年9月1日となっており、申立人と同日に入社したとする同僚も同じページに記載されていることが確認できる。

また、A社に昭和16年に入社したとする同僚も、当該名簿から、17

年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している事が確認できることから、同社においては、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、B社の保管している厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者の資格取得日が昭和19年1月20日、資格喪失日が20年9月7日であることが確認でき、社会保険庁の記録どおりとなっている。

さらに、申立人が記憶している同僚や上司についてB社の厚生年金保険被保険者名簿では特定できず、申立人が昭和21年4月まで継続勤務していた事実を推認できる証言を得られない。

- 3 申立期間③について、C社の元事業主は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、病弱なため、体調をみながら働いていたので、日給、月給としていた。勤務していた期間については特定できない」と証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、その期間は特定できない。

また、C社は既に廃業しており、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されておらず、事業主からも保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

さらに、D市に照会したところ、「申立人は申立期間③において国民健康保険に加入している」との回答であった。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで
申立期間当時、私が代表取締役をしていたA社の社会保険料が170万円ほど未納となっていた。社会保険事務所において滞納保険料について協議し、手形を数回振り出して支払ったことを覚えている。支払いの際、社会保険事務所の職員が何か工夫していると感じていたが、具体的な説明は無かったため標準報酬月額が引き下げられているのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年1月1日）の後の同年1月7日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は申立期間当時に「滞納していた保険料のことで社会保険事務所の職員と協議し、保険料を納付する際、社会保険事務所の職員が再計算し保険料が安くなった」と述べていることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月 1 日に A 社に営業として入社し退職まで継続して勤務していた。入社した当初、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていると知った。社会保険庁の記録では 63 年 4 月の B 社からの記録しかないが、本来ならば 58 年 5 月 1 日の新規適用時から A 社において厚生年金保険に加入しているはずである。当該記録は納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚 3 名の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社人事課は、「厚生年金保険の資格取得の届出（被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書）は、厚生年金保険の新規適用時（昭和 58 年 5 月 1 日）から、すべて保管しているが、申立人の届出は平成元年 4 月 20 日付のみである。申立人は元年 4 月まで、関連会社（B 社）にて給与の支払いを受けていたものと思われる」と回答しているところ、申立人は、商業登記簿において、昭和 58 年 10 月まで A 社の関連会社である B 社の取締役となっていることから、申立期間中は同社に在籍していたことがうかがえる。

また、B 社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でない上、A 社の申立期間当時の給与計算担当は「関連会社の在籍になっていた者には保険料控除を行っていない者もいた」と回答している。

さらに、申立人の申立期間当時の妻は、申立期間において、国民年金に

強制加入被保険者として加入し、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで国民年金保険料を納付しているが、申立人が B 社において厚生年金保険に加入した同年 4 月以降は第 3 号被保険者（厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者）となっていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる同僚の証言、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年1月1日まで

私は、A社B支店に昭和26年4月1日に入社し、途中で12か月程度同社C支店への転勤はあったが、35年7月9日に退職するまで、同社を一度も退職すること無く継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、申立期間の記録が欠落している。同社に継続して勤務していたことに間違いが無いので、被保険者記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態について、A社B支店の複数の同僚は、申立期間に申立人が勤務していたことの記憶は明確でなく、同社B支店から同社C支店に転勤したことも記憶しておらず、また、当時、同社C支店に勤務していた複数の同僚は、申立人についての記憶は無いとしている。

また、複数の同僚は、「転勤の際、正社員を臨時社員にする取扱いを行う場合があり、臨時社員の期間は厚生年金保険に加入していなかった」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社では、当時の人事記録及び給与関係資料を保存していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除が不明である。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の記録は、昭和26年4月1日に資格取得した後、27年4月1日に資格喪失し、31年1月1日に再度資格取得した後、35年7月10日に資格喪失していることが確認でき、当該名簿に不自然さはみられない。

一方、A社C支店の厚生年金保険被保険者名簿においては、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 21 日から 53 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 9 月 21 日から 59 年 5 月 25 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、50 年 9 月 21 日から 53 年 10 月 1 日までの 37 か月間が欠落している。50 年 10 月 23 日付けの辞令（正社員）があり、この期間も勤務していることは間違い無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

所持していた辞令により、申立人が申立期間に、A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人が所持していた辞令について当該事業所の事務担当者は、「タクシーに乗務する運転手は乗務員証が必ず必要であった。会社は陸運局へ乗務員証を申請するに当たり、運転手は正社員であることが望ましいことから、入社と同時に正社員でない者についても、正社員の辞令を交付していた」と証言している。

また、事務担当者は、「当時、賃金形態は 2 種類あり、一つは正社員が対象で、厚生年金保険被保険者となり、当時強かった組合へ加入、退職金制度があった。また、退職金の算定は、厚生年金保険の加入月数が計算の基となっていたことから、申立人は退職の時点で自身の加入月数について了解していたと思われる」と証言している。

さらに、事業所が保管する「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」（写）、「健康保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（写）及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入台帳の加入日も社会保険庁のオンライン記録による資格取得日と同日であり、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金被保険原票で、申

立期間について確認しても、申立人の名前は見当たらない。

このほか、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立人は厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から 39 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 7 月 6 日から 41 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 36 年 3 月から A 社、39 年 7 月から B 社 C 工場、41 年 3 月から D 社に勤務し、D 社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、A 社及び B 社 C 工場の期間については脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給した記憶が無いとしているところ、申立期間①の脱退手当金については、A 社における被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 6 月 30 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間②の後に勤務した D 社の厚生年金被保険者期間についての脱退手当金については受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和 44 年 4 月 18 日に支給決定されている脱退手当金は、異なる被保険者台帳記号番号で管理され、既に支給済みである申立期間①を除き、申立期間②を含む支給日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、申立期間②を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 3 日から 30 年 5 月 5 日まで
私は、昭和 29 年 8 月 3 日から 30 年 5 月 5 日まで、A社で継続勤務していた。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の同僚から、申立人は同社でフォークリフトの運転手をしていたとの証言をしていることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤めていたとされるA社の社会保険の取得及び喪失に関する人事記録を管理するB事務所に照会したところ、「当時の資料は残っているが、申立人が厚生年金保険に加入した記録は無い」との回答を得た。

また、申立人は当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、事業主による給与からの厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

さらに、社会保険事務局の保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は死亡しており申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることはできない。

なお、昭和 26 年 7 月 1 日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働者は、日本政府の直^{ちよくよう}庸使用人としての身分を喪失し、連合軍との直^{ちよくよう}庸契約に変わったため、同月 3 日付け厚生省保険局長通達により、申

立人と同じくフォークリフトの運転手をしていた者は厚生年金保険の強制被保険者として取り扱われていなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 6 月から平成元年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成 5 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 24 日までの期間及び 10 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から平成元年 2 月 1 日まで
② 平成 5 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 24 日まで
③ 平成 10 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日まで

申立期間①については、私は、A社に昭和 59 年 2 月に入社し、同年 6 月からはB組合の国民健康保険に加入し、同時に厚生年金保険にも加入して保険料を支払っていたのに、厚生年金保険の加入時期が、平成元年 2 月 1 日と記録されており、期間も 5 年も短いので調査してほしい。

申立期間②及び③については、標準報酬月額が、当時の給与明細書の支給金額からみると、10 万円以上少なく申告されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の回答及び事業主の証言により、申立期間に継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、昭和 59 年 6 月にB組合の国民健康保険へ加入した時から厚生年金保険料を支払っていたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、A社は、同年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再び適用事業所となった平成元年 2 月 1 日までは、適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所でない期間のうち、昭和59年4月から平成元年1月まで、国民年金に加入して保険料を納付していることが確認できる上、当該事業主は、「申立期間は、経営が苦しく、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。従業員の給与から厚生年金保険料は控除せず、保険料も納付していない」と証言している。

加えて、A社の同僚2名の年金記録を調査したところ、両名共に同社においては厚生年金保険の被保険者となっていなかった。このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、事業主が提出した賃金台帳により、申立人の給与からの保険料控除額を基に算定した標準報酬月額も社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 37 年 12 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の加入記録が無いが、私は、この期間は、A社のB管理局C駅に学生班として勤務しており、日雇いの健康保険証をもらっていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた複数の同僚証言から、申立人が申立期間にC駅で勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、「C駅では学生班として、朝のラッシュ時に1時間半のアルバイトとして勤務し、日雇の健康保険証をもらっていたと思う」と述べており、同僚も「申立人と同じく朝1時間ちょっと、学生班として勤務した。勤務を始めてから数ヶ月後に日雇の健康保険証をもらった」、「申立人と共に、学生班で朝担当として勤務した、勤務を始めてから1年から1年半くらいたってから保険証のようなものをもらった」と証言している。

しかし、A社の清算事業を行っているD機構は、「当時の学生班は、A社B管理局の正職員ではなく、アルバイトとして勤務していた非正規職員であり、非正規職員は、雇用保険と健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった」と回答している。

また、E共済組合によると、「A社B管理局の非正規職員の厚生年金保険への加入が始まったのは、昭和38年12月1日以降である」と回答しており、社会保険庁の記録においても、A社B管理局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同日であることから、申立期間当時、同社同管理局

は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、E 共済組合では、「申立期間当時は、正職員は共済組合に加入できたが、非正規職員は加入できなかった」と回答しており、社会保険庁の記録（昭和 31 年 7 月以降は、E 共済組合から厚生年金保険に移行）においても、申立人の E 共済組合での加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成6年8月1日から8年8月28日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は申立期間のうち平成8年8月28日から12年10月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から8年8月28日まで
② 平成8年8月28日から12年10月まで

私は、A社を経営していた期間のうち、平成6年8月から8年8月までの標準報酬が30万円であったにもかかわらず、後になって、9万8,000円に訂正されてしまった。

また、A社を平成12年10月に事業を辞めたにもかかわらず、8年8月28日に全喪とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、30万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年8月28日）の後の平成8年8月29日付けで、9万8,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所にも出向いた。会社の代表者印は最後まで私が管理していた」旨を述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①については、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、A社は平成12年2月にB省（現在は、C省。）D局に対して事業計画変更届出書を提出していることから、同社がその時点で事業を行っていたことはうかがえる。

一方、A社は、社会保険庁の記録によると平成8年8月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人はそのような事実はない旨を主張している。

しかし、「平成12年までA社に勤務していた」と証言している同社の取締役である申立人の長男は、平成8年8月から国民年金に加入し、その保険料を同年9月に納付していることが確認できることから、「国民年金の加入手続及び保険料納付については、親が行った」と回答していることから、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていたことを認識していたと考えるのが自然である。

このほか、保険料控除に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
私は、A社の代表取締役をしていたが、平成 11 年 12 月ごろ事業を断念し、未納の厚生年金保険料について社会保険事務所に相談したところ、「未納の保険料は、あなたの納付済みの厚生年金保険料で整理するので、書類に印を押すように」と言われ、会社の代表者印を押した白紙の書類を提出したが、どのように処理されたのかは知らなかった。
私の年金記録を確認すると、標準報酬月額が減額されており納得がいかない。未納保険料を支払うので、給与明細書で支払っていた保険料に見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間当時、保険料を滞納したことで社会保険事務所の職員と協議し、書類に印鑑を押した」と述べていることから厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年1月20日まで
A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間のうち、平成4年8月から6年12月までは月約150万円の役員報酬を得ていた。しかし、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が退職した後に、平成4年8月から6年10月までは8万円に、同年11月及び12月は9万2,000円に引き下げられている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年8月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から同年12月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月20日）の後の7年4月4日付けで、4年8月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から同年12月までの期間は9万円2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間のうち、平成4年8月1日から6年11月16日までA社の代表取締役であったが、その後、役員として登記されていないことが確認できる。

一方、申立人は、「平成6年11月16日に代表取締役を退任した後は、残務整理に忙殺されており、社会保険関係の手続については全く分からない」と主張しているが、申立人は、「代表取締役を退任後も相談役として会社に残り、新社長へ事務引き継ぎをしながらバブル崩壊後の残務整理を行っていた」と述べている上、同社の役員は、「申立人は代表取締役を辞任した後も、会社の経営に当たっており、実質的な代表取締役であった」

旨の証言をしている。

また、社会保険関係の手続きをした役員は、「社会保険事務所と相談した結果を役員に報告した上で役員の標準報酬月額を減額訂正した」と述べていることから、申立人は、相談役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の相談役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 21 日から 39 年 12 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金を受給していることになっているが、私には脱退手当金を受け取った覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間当時においては、原則20年以上の厚生年金被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険や国民年金等への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
A社に入社時、昭和 43 年 9 月に厚生年金保険被保険者証を提出し、同年 12 月の退職時に返却してもらった。社会保険庁の記録では、在職期間の厚生年金保険の記録が欠落しており、給与明細書などは無いが、毎月の給与から保険料は控除されていたはずであり、厚生年金保険に加入しているものと思っていたので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、同社の上司、同僚の姓名や担当した業務内容を詳細に記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が上司（次長）であったと名前を挙げた者は、A社に係る厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A社の元支社長は、「完全歩合制に近い給与形態で、すぐに辞めてしまう者が多かったため、会社はすぐに厚生年金保険には加入させていなかった。少なくとも1年くらいは継続勤務していないと加入させなかったように思う」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、同名簿の整理番号にも欠番は無い。

加えて、当該事業所は昭和 49 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同僚も連絡先が不明であることから、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 37 年 11 月ごろまで
中学卒業後、昭和 29 年 4 月 1 日から 37 年 11 月ごろまで叔父が経営していた A 商店に住み込みで勤務しており、叔父から「厚生年金保険に加入していた」と聞いていた。社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では記録が無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立期間当時、A 商店は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当時の事業主及び申立人が記憶していた同僚の 4 名は、死亡又は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態に係る証言を得る事ができない。

さらに、事業主及び上記同僚のうち 1 名は、昭和 36 年 4 月 1 日より前の国民年金制度準備期間に国民年金強制加入被保険者として資格取得し、同年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の A 商店における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

平成 8 年 4 月から 9 年 2 月まで、A 社の取締役として、月額 30 万円の報酬を受け取っていたが、社会保険庁の記録では、当該期間の標準報酬月額^{さかのぼ}は遡って 14 万 2,000 円に減額されている。

このような訂正については、事業主から説明があったが、具体的な金額については聞かされていなかったため、申立期間の標準報酬月額の記録を 30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初 30 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 9 年 2 月 28 日)より後の平成 9 年 3 月 5 日に、14 万 2,000 円に訂正処理がされていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は A 社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「同社の代表取締役から標準報酬月額の訂正の話を知っていた」と述べている。

また、申立人は、同時に B 社の代表取締役でもあったところ、A 社の代表取締役は B 社の取締役として同社の被保険者となっていたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録から、A 社の代表取締役の標準報酬月額も、B 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 9 年 2 月 28 日)より後の平成 9 年 3 月 5 日に、8 年 2 月にさかのぼって、訂正処理がされていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録から A 社及び B 社は、所在地が同一であったことが確認でき、前述のごとく厚生年金保険の適用事務所でなくなった日

及び標準報酬月額の上かのぼった訂正処理日も同一であることから、密接な関係を有していたことがうかがわれ、申立人が当該訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 6 日から 42 年 8 月 21 日まで

私は申立期間当時、A社に勤務しており従業員も 37 名ほどいたことも記憶している。また、定期的に新卒者も採用し、従業員の寮としてのアパートもあった。そのような企業で厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の代表取締役、業務部長、営業部長などの名前や、会社の寮などの記憶があり、従業員でなければ知り得ないことを知っていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和 44 年 3 月 22 日に設立されており、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 5 月 1 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主の妻に照会を行ったが、「当時の資料は既に無く、私は、申立期間当時は別の会社に勤務していたので記憶も無い」旨の回答であった。

さらに、申立人が名前を記憶している営業部長のA社における厚生年金保険資格取得日は、昭和 45 年 8 月 1 日となっている。

加えて、申立人は申立期間に雇用保険に加入しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も保持していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月中途から同年9月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から得た。

私は、昭和23年6月ごろA社に入社し、同年10月まで勤務していたので、1か月だけ厚生年金保険に加入し、その前の申立期間が未加入となっていることが納得いかないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「私は、A社にはエンジンの製造経験があって入社し、入社当初から厚生年金保険に加入した。しかし、申立人は私がA社に紹介し、入社したが、エンジンの機械には未経験であり、見習工だと思う」と証言している。

さらに、A社は、昭和28年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、社会保険の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認しても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 14 年 9 月 30 日まで
平成 9 年 7 月 1 日から 14 年 9 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に訂正されている。

しかし、私は A 社の代表取締役であり、会社の全喪届は提出したが、平成 16 年 5 月においてさかのぼった訂正の手続きをしたことも無い。当時の役員報酬は 1,200 万円ほどあったので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 9 月 30 日）の後の平成 16 年 5 月 11 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「社会保険料について社会保険事務所の職員と相談し、会社の全喪届を提出した」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年3月1日まで
② 昭和23年9月1日から27年1月1日まで

昭和18年ごろからA組合に勤め始め、27年12月末で退職した。その間、事業所名はB会、C組合と変わっていったが、勤務地も仕事の内容も変わっていないにもかかわらず、B会のみしか厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、その前後の期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、元同僚の証言から、申立人が申立期間中も申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①は既にA組合からB会に改組された後であり、B会が厚生年金保険の適用事業所となったのは近隣町村の同様の組織と同時期の昭和21年3月1日であり、当該期間においては、同会は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人を含めたB会の従業員に対して昭和21年3月1日に連番で記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは同日と考えるのが妥当である。

申立期間②については、B会ではすべての被保険者を昭和23年9月1日に資格喪失させていることから同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが推認できるが、同会が改組して設立されたC組合については、厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認することはできない。

また、上述の同僚から聴取しても「申立期間当時に厚生保険料を控除さ

れていたかどうかは記憶に無い」としている上、申立人は厚生年金保険料を給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を保管していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から31年8月16日まで
② 昭和32年5月1日から同年11月2日まで

A社には昭和30年2月1日から33年12月20日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻及び長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿に登載されている申立期間当時の同僚で連絡が取れた2名からは、申立期間①における申立人の勤務実態についての証言を得ることができなかった。

申立期間②について、上記の同僚1名から、「申立人は一度会社を辞めて再び勤めたと思う」との証言が得られた。

また、申立人は既に死亡しており同僚等の氏名を聞くことができない上、A社は既に解散し、元事業主も既に死亡していることから申立人の申立期間の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿においては、申立期間前後に整理番号の欠番等、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらず、申立人の記録は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な記載は見当たらない。

加えて、申立人がA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務した昭和 48 年 2 月から 49 年 9 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。途中退職したことは無く、昭和 45 年 10 月から 57 年 7 月までの期間ずっと勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 10 月から 57 年 7 月まで継続してA事業所で勤務していた」と主張しているが、C市のA事業所の事務担当者は、「申立人は、申立期間にはC市から遠方のB市に行って、新しい店舗の開店準備を行っていた」と証言している上に、申立期間当時C市のA事業所に勤務していた同僚も、「申立人は、A事業所には勤務してはいなかった」と証言している。

また、前記の者は、「申立人がB市に行っていた申立期間については、いったん、昭和 48 年 2 月 1 日に被保険者資格喪失届を提出し、B市の店舗開業に合わせて 49 年 10 月 1 日に被保険者資格取得届を提出したと思う」と証言している。

さらに、A事業所は、既に解散しており、当時の社会保険関係書類は保管されておらず、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管していない。

加えて、申立期間について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から 19 年 11 月 26 日まで
ねんきん特別便を受領し、平成 15 年 2 月 1 日から 19 年 11 月 26 日までの標準報酬月額が、給与支払額に比べて低いことが分かった。当時、月 60 万円くらいの報酬を得ており、標準報酬月額が下げられていた事実は知らず、会社と社会保険事務所が共同で保険料を過少申告していたものであり、給与明細書等もあるので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の所持する平成 18 年 4 月、同年 12 月、19 年 1 月及び同年 11 月の給与明細書等からは、申立人の主張どおり 60 万円の報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給与明細書等における保険料控除額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致している。

また、市県民税の課税証明書における社会保険料控除額からも、申立人

の主張するとおりの給与支払相当額に対する保険料控除があったことはいかがえない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月1日から56年6月21日まで
会社が倒産した後、代表取締役が社会保険事務所に呼び出された際、私も同行し、二人の社会保険料を減らして、滞納保険料分に充てると言われたことは記憶しているが、具体的にどのような方法を採用かについて説明もなく、届出用紙に押印した記憶もないにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、昭和55年8月から56年6月までの標準報酬月額は当初32万円であったはずであるのに、8万円に引き下げられている。このような訂正については、納得できないので、標準報酬月額の記録を32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和55年8月及び同年9月は38万円、同年10月から56年5月までの期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年6月21日）の後の同年8月7日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は「A社は申立期間当時の厚生年金保険料を滞納しており、代表取締役と2人で、そのことについて社会保険事務所の職員と協議した」と述べている。

また、商業登記簿によると、申立人は昭和56年5月31日に取締役を辞任しているものの、申立人は「役員を辞任していたことは知らなかった。私はA社が解散するまで役員であり、私だけが経理事務を担当していた」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における実質的な経理担当役員である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月1日から56年6月21日まで
会社が倒産した後、申立人が社会保険事務所に呼び出され、私も同行した。そこで、申立人と経理担当者であった私の社会保険料を減らして、滞納保険料分に充てると言われたことは記憶しているが、具体的にどのような方法を採用するかについて説明も無く、届出用紙に押印した記憶も無いにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立人の昭和55年9月から56年6月までの標準報酬月額は当初32万円であったはずであるのに、8万円に引き下げられている。係る訂正については、納得できないので、申立人の標準報酬月額の記録を32万円に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の内縁の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和55年9月は38万円、同年10月から56年5月までの期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和56年6月21日)の後の同年8月7日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿によると、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人の内縁の妻は「A社は申立期間当時の厚生年金保険料を滞納しており、代表取締役と2人で、そのことについて社会保険事務所の職員と協議した」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所における代表取締役で

ある申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から同年9月16日まで
私は、昭和18年4月5日から20年9月15日までA社に勤務していた。事業所が終戦を契機に退職者を募集したことから、それに応募し退職した。退職日については、同日付けの書類が届いたことを記憶しており、その日が退職日だと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が終戦を契機に希望退職者を募ったことから、それに応じて退職した」と述べているところ、同様に「事業所の募集に応じて退職した」と述べている同僚の資格喪失日も、申立人と同日の昭和20年9月1日となっている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の被保険者資格喪失日と同日の昭和20年9月1日にA社における被保険者資格を喪失している者が多数存在していることが確認できることから、事業主は、希望退職に応じた従業員の被保険者資格喪失日を20年9月1日として届け出たことがうかがえる。

さらに、事業主に照会をしたものの、「当時の資料は既に無く、申立人の勤務期間は不明」との回答であり、当時の同僚からも、申立人が昭和20年9月16日までA社に勤務していたことをうかがわせる関連資料や証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る資格喪失日を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日まで
年金受給の件で社会保険事務所に相談に行った時、私が高校を卒業し、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 20 日までA社B支店に事務員として勤務していた期間の記録が無いことが分かった。確かに勤務していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、同僚は、「はっきり記憶していないが、申立人は臨時社員であったのではないか」と証言している。

また、A社の人事課は、「正社員でも試用期間があり、1年程度厚生年金保険に加入しないこともあった」と回答している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間及びその前後の期間について確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除に係る記憶も定かでない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 20 日から 46 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所で申立期間について照会したところ、脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は全く無い。申立期間前に勤務したA社退職時に脱退手当金を受け取ったように思うが、その後、両親が経営するB社に勤務したが、同様に同社に勤務していた兄弟姉妹には、厚生年金保険の記録がある。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職時に脱退手当金を受け取ったように思うと述べているが、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和46年7月19日に支給決定されている脱退手当金は、同一の被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金被保険者期間69か月を基礎として計算され、申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているとともに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 6 月 13 日まで
私は、申立期間にはA社に勤務していたが、体の一部を痛め、治療に専念するため退職した。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同社からの在職証明書により確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間に係る給与支払明細書を確認したところ、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社の上司は、「申立人は、仕事に慣れるまで、試用期間を設けて採用した」と証言している。

さらに、申立人は申立期間中、国民健康保険に加入している事実が確認できる。

加えて、申立人がA社の健康保険組合及び厚生年金基金に加入していないことが、上記の健康保険組合及び厚生年金基金の記録から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から61年7月1日まで
② 平成4年1月1日から同年7月1日まで

私は、A社を昭和36年に設立し、平成4年に会社を清算するまで代表取締役として経営に当たっていた。この間ずっと標準報酬月額は最高額であったはずであるが、昭和56年10月から61年6月の間は最高額の41万円ではなく30万円となっているほか、平成4年1月から同年6月の間も53万円ではなく41万円となっている。当時の給与明細書は無いが、経理担当者が記入した確定申告の届出用紙が残っているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の提出した昭和61年の確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく社会保険料控除額よりも低額であり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、複数のA社の社員から「当時、申立人から、会社の業績が思わしくないで自らの役員報酬を引き下げる、と聞いた記憶がある」旨の証言が得られた。

さらに、社会保険庁の記録する申立人の標準報酬月額について、さかのぼった訂正等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

申立期間②について、申立人の提出した平成4年分の確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく社会保険料控除額よりも低額であり、社会保険庁に記録されている

標準報酬月額に基づく社会保険料額と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録する申立人の標準報酬月額について、さかのぼった訂正等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。